

# 建設環境委員会

---

建設部	331	環境下水道部	372
1. 都市計画	331	1. 公害対策	372
2. 区画整理	339	2. 環境衛生	375
3. 国土調査事業	341	3. 環境マネジメントシステムの普及	378
4. 都市緑化の推進	346	4. 温暖化防止対策の推進	380
5. 建築指導	351	5. 自然環境保全活動の推進	383
6. 道路	356	6. 「トンボ王国・さが」づくり事業	385
7. 排水対策	366	7. 環境おたすけマン	386
8. 河川浄化	368	8. 学校教育における環境学習	388
9. 市営住宅	369	9. 大学と連携した環境学習の推進 (佐賀環境フォーラム)	389
		10. 佐賀市環境行動指針	391
		11. 佐賀市環境保健推進協議会	392
		12. 佐賀市エコプラザ管理運営事業	393
		13. ごみ処理	394
		14. し尿処理	405
		15. 下水道	407

# 建設部

## 1. 都市計画 3-1

現行の都市計画法（昭和43年法律第100号）は、大正8年に制定された旧都市計画法を廃止し、新たに制定されたものである。

平成22年4月1日における本市では、平成19年10月1日の市町村合併に伴い、従来から保有していた「市街化区域」と「市街化調整区域」に区域区分している「佐賀都市計画区域」と、旧川副町の全域で、区域区分をしていない「川副都市計画区域」が指定されている。

### (1) 都市計画区域

#### ① 佐賀都市計画区域変遷表（平成22年4月1日現在）

佐賀都市計画区域変遷表（佐賀市）

単位：ha

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
—	14,458	43,142	平成17年10月1日に1市3町1村により合併した。 佐賀市全域 10,376 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880 富士町 - 三瀬村 -

佐賀都市計画区域変遷表（旧佐賀市）

単位：ha

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
昭3.9.6	909.0	909	佐賀市全域 909
昭5.4.21	2,855.0	909	佐賀市全域 909、兵庫村、巨勢村、鍋島村、本庄村、高木瀬村、北川副村、西与賀村の各一部
昭29.3.31	5,787.0	4,657	昭和29年3月31日に5村と合併し、佐賀市4,657になる。また、本庄村416、鍋島村462、北川副村252を都市計画区域に編入した。
昭33.7.1	3,323.6	10,368	昭和29年10月1日に5村、昭和30年4月1日に1町と合併し、都市計画区域を再検討し変更した。 佐賀市一部 3,323.6
昭35.3.9	3,335.0	10,368	西与賀町大字今津11.4を都市計画区域に編入した。 佐賀市一部 3,335
昭46.7.5	14,429.0	10,368	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興地域2,672を除く地域、佐賀市及び諸富町の行政区域全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町一部 2,841
—	14,458.0	10,376	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

佐賀都市計画区域変遷表（旧諸富町）

単位：ha

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
昭46. 7. 5	14,429.0	1,220	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興地域2,672を除く地域、佐賀市及び諸富町の行政区域全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町一部 2,841
—	14,458.0	1,202	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来との面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

佐賀都市計画区域変遷表（旧大和町）

単位：ha

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
昭35. 7. 8	1,181 (大和都市計画区域)	5,513	大和町の一部を大和都市計画区域として決定した。
昭46. 7. 5	14,429.0	5,513	大和都市計画を変更し、大和町全域より山村振興地域2,672を除く地域、佐賀市及び諸富町の行政区域全域を佐賀都市計画区域とした。 佐賀市全域 10,368 諸富町全域 1,220 大和町一部 2,841
—	14,458.0	5,552	(注1) 佐賀市全域 10,376 (注2) 諸富町全域 1,202 大和町の一部 2,880

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来との面積比で按分したものである。

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

## ② 川副都市計画区域（平成22年4月1日現在）

川副都市計画区域変遷表（佐賀市）

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
—	4,649	43,142	平成19年10月1日に1市3町により合併した。

川副都市計画区域変遷表（旧川副町）

告示年月日	都市計画区域面積	行政区域面積	区域範囲
平2.6.30	4,649	4,649	川副町の全域を川副都市計画区域として決定した。

## (2) 市街化区域と市街化調整区域

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図ることを目的として定める。「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域をいう。

佐賀市

平成22年4月1日現在 単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
—	—	平成17年10月1日に1市3町1村により市町村合併した	2,950	11,508
—	—	平成19年10月1日に1市3町により市町村合併した	2,950	11,508

旧佐賀市

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
昭46.7.6	佐賀県告示第340号	旧佐賀市全域及び巨勢町、北川副町、本庄町、西与賀町、鍋島町、高木瀬町の一部を市街化区域とした	2,118	8,250
昭55.11.1	佐賀県告示第740号	鍋島町、高木瀬町の一部（150ha）を市街化区域に編入した	2,268	8,100
昭63.1.5	佐賀県告示第1号	兵庫町の一部（67ha）を市街化区域に編入した	2,335	8,033
(注1)			10,376	
平10.9.2	佐賀県告示第484号	兵庫町の一部（132ha）を市街化区域に編入した	2,467	7,909
平10.12.18	自治省告示第285号	金立町大字金立の一部（1ha）と佐賀郡大和町大字久池井の一部（1ha）の市町の境界変更に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正した	2,466	7,910

(注1) 面積は建設省が昭和63.10.1現在で境界未定（佐賀市及び神埼郡神埼町）の合計面積として公表したものを従来の面積比で按分したものである。

旧諸富町

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
昭46. 7. 6	佐賀県告示 第340号	大字寺井津、大字為重、大字山領、大字諸富 津及び大字徳富の一部を市街化区域とした	228	992
昭55. 11. 1	佐賀県告示 第740号	徳富地区外（26ha）を市街化区域に編入し た	254	966
(注2)			1,202	

(注2) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

旧大和町

単位：ha

都市計画決定		内 容	面 積	
年 月 日	告示番号		市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
昭46. 7. 6	佐賀県告示 第340号	大字尼寺の一部と大字久池井の一部を市街化 区域とした	220	2,621
(注3)			2,880	
平10. 9. 2	佐賀県告示 第483号	大字久池井の一部（9.3ha小川東地区）を市 街化区域に編入した	229	2,651
平10. 12. 18	自治省告示 第285号	大字久池井の一部（1ha）と佐賀市金立町 大字金立の一部（1ha）の市町の境界変更 に伴い市街化区域及び市街化調整区域を修正 した	230	2,650

(注3) 国土地理院が「全国都道府県市区町村別面積調」に用いる国土地理院発行の地図の縮尺が、昭和63.10.1現在の公表値より、5万分の1から2万5千分の1に変更になり、より正確となったものである。

### (3) 用途地域

都市活動の機能性、安全性、快適性等の増進を目的とした土地利用計画を決定するにあたって、発展の経緯、空間的構造等を把握すると共に将来の人口・産業等の規模を想定して都市としての適正な機能及び環境を維持できるよう構成されてきた。

本市においては昭和13年に用途地域の区域指定を受け、その後数度の変更を重ね、昭和48年に法改正により8種類の用途地域の指定を行った。さらに平成4年の法改正により用途地域が8種類から12種類に細分化されたことに伴い、平成8年4月1日に新用途地域の決定を行った。

用途地域の種類		面積(ha)	面積割合(%)	建ぺい率(%)	容積率(%)
住居系	第一種低層住居専用地域	313.7	10.6	50	80
	小計	20.0	0.7	60	100
	第二種低層住居専用地域	333.7	11.3		
	第二種低層住居専用地域	10.2	0.3	50	80
	第一種中高層住居専用地域	583.9	19.8	60	200
	小計	8.6	0.3	60	150
	第二種中高層住居専用地域	592.5	20.1		
	第二種中高層住居専用地域	150.5	5.1	60	200
	第一種住居地域	815.5	27.7	60	200
	第二種住居地域	136.9	4.7	60	200
商業系	準住居地域	98.4	3.3	60	200
	近隣商業地域	165.6	5.6	80	200
	商業地域	125.0	4.2	80	400
	小計	38.0	1.3	80	500
工業系	準工業地域	163.0	5.5		
	準工業地域	354.0	12.0	60	200
	工業地域	87.0	2.9	60	200
	工業専用地域	43.0	1.5	60	200
計		2,950.3	100.0		

#### (4) 特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内においてその用途を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護等を図るため定めるものであり、この地区では用途地域による制限のほか地方公共団体の条例により地区の特性に応じた規制が行われる。

本市においては、都市計画法第8条第1項第2号による特別用途地区として、次表のとおり昭和48年12月27日に指定し、その後昭和53年7月21日に一部変更した。「佐賀市特別用途地区建築条例」及び「佐賀市特別工業地区条例」を制定している。

##### ① 文教地区

この地区は、佐賀市中心部にあり、学校・図書館・博物館等の教育文化施設が集中的に立地しており、住居系用途地域として指定してあるが、この地区の教育文化の環境を保護するため指定した。

##### ② 第1種特別業務地区及び第2種特別業務地区

佐賀駅の高架事業に伴い鍋島駅が貨物駅となったため、貨物運送業・倉庫業及び卸売業等の流通関係施設の集団立地を図るため、鍋島駅南側の土地区画整理事業地域内の都市計画道路上多布施町北島線以北を第1種特別業務地区に、それ以南及び東側にある準工業地域を第2種特別業務地区に指定した。

##### ③ 第3種特別業務地区

主要幹線道路（都市計画道路環状南線・環状北線）の開通に伴い、自動車の販売及び整備等の

自動車関係業種の再配置が必要と考えられ、これら特別業種の集中立地と利便を図るため幹線道路沿線に延長5km、面積68haを指定した。

#### ④ 特別工業地区

早津江川沿いの寺井津に位置する集落地は住居系用途地域として指定してあるが、この地区では指定前より漁家の住宅及び作業場が多く立地していた。この地区に乾海苔及び味付海苔製造等の海苔加工施設の立地を誘導し地場産業を育成するため、国道44号線以南の面積23haを指定した。

特別用途地区

平成22年4月1日現在

地区別	面積	最終指定年月日	当初指定年月日
文教地区	132.0ha	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号
第1種特別業務地区	14.0ha	昭和53年7月21日 佐賀市告示第56号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 22.0ha
第2種特別業務地区	21.0ha	昭和53年7月21日 佐賀市告示第56号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号 13.0ha
第3種特別業務地区	68.0ha	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号	昭和48年12月27日 佐賀市告示第94号
特別工業地区	23.0ha	昭和48年12月27日 諸富町告示第76号	昭和48年12月27日 諸富町告示第76号
計	258.0ha		

#### (5) 高度地区

高度地区は、建築物の高さについて用途地域を補完するもので、「市街地の環境を維持するため、建築物の『最高限度』を定める」ものと「市街地の土地利用の増進を図るため建築物の『最低限度』を定める」ものとの2種類がある。

本市においては、『最高限度』を定めている。

平成22年4月1日現在

種類	面積	建築物の高さの最高限度	告示年月日
高度地区 (城内周辺地区)	約92.0ha	1 建築物の高さの最高限度は、15mとする。 2 建築物（軒の高さが7m未満かつ地階を除く階数が2以下のものを除く。）の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以下の範囲にあっては当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。	平成14年9月13日 佐賀市告示第99号

## (6) 高度利用地区

市街地における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区である。この地区では、容積率の最高限度、最低限度及び建築面積の最低限度等を定める。

平成22年4月1日現在

種 類	面 積	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建ぺい率の 最高限度	建築面積の 最低限度	指 定 年月日
高度利用地区 (佐賀中央第1地区)	約0.9ha	50/10 以 下	20/10 以 下	8/10以下	200㎡以上	平成2年 3月28日
<p>・市街地再開発事業施行区域      ・壁面の位置の制限なし</p> <p>注) ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10を、同項第1号及び第2項に該当する建築物又は同条第4項第1項に該当する建築物にあっては2/10をそれぞれ加えた数値とする。</p>						

## (7) 防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、防火地域及び準防火地域が指定されている。この地域では、建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要する。

平成22年4月1日現在

種 別	面 積	最終指定年月日 告示番号	備 考
防 火 地 域	1.72ha	昭和35年3月29日 建設省告示第395号	中央大通り一帯 (道路両側とも奥行き11m) 準防火地区より分離
準 防 火 地 域	459.68ha	昭和35年3月29日 建設省告示第395号	当初指定年月日 昭和24年8月29日 建設省告示第739号 461.4ha

## (8) 風致地区

都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定める。神野公園風致地区は、佐賀県の「風致地区内における建築等の規制に関する条例」の適用を受け、松原公園風致地区は、佐賀市の「佐賀市風致地区内における建築などの規制に関する条例」の適用を受ける。これらの条例により建築物の建築、土地の形質の変更又は木材の伐採等の行為についてあらかじめ市長の許可を必要とする。

平成22年4月1日現在

名 称	位 置	面 積	指定年月日 告示番号
神野公園風致地区	神園四丁目地内	15.0ha	昭和25年7月5日 建設省告示第696号
松原公園風致地区	松原二丁目地内	8.0ha	昭和25年7月5日 建設省告示第696号



(9) 地区計画

地区計画とは、同じ特性をもった地区（一定のまとまりのある街区や市街地）において、その特性に応じた良好なまちづくりを目指し、土地の所有者、関係権利者などと行政が一緒になってつくる、建築に関する制限などのきめ細かいルールである。

地区計画は次の二つから構成されている。

① 地区計画の方針

将来、地区をどのようにするかという地区の将来構想を定めるものであり、地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針を決める。

② 地区整備計画

地区の方針に沿って具体的なルールを定めるものであり、地区計画区域の全部又は一部に、道路、公園、広場などの施設の配置や建築物等に関する制限などを詳しく定める。

※具体的な規制があり、届出も必要となる。

本市においては、兵庫北地区地区計画、佐賀城内地区地区計画及び新県立病院建設地区地区計画の都市計画決定を行った。

平成22年4月1日現在

名 称	目 標	面 積	指定年月日
兵庫北地区	佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字屋敷、字屋敷田、字屋敷前田、字西屋敷、字北小路、字南小路、字中小路、字下小路、字藏床小路、字下天神東、字下天神西、字天神南、字円通寺、字円福寺、字大藏寺、字光明寺、字宝林、字宝林庵、字堂林、字薬師北裏、字薬師森、字中道、字中通り、字明見、字推井樋口、字土井分、字館ノ内、字西中野、字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本杉、字六本杉、字上小路、字才蔵及び字福伝寺、大字淵字三本松及び字四本松並びに大字西淵字二本柳、字三本柳及び字四本柳地内	123.4ha	平成18年5月24日 佐賀市告示第113号
佐賀城内地区	城内一丁目、城内二丁目、水ヶ江一丁目、水ヶ江三丁目地内	64.0ha	平成19年4月20日 佐賀市告示第79号
新県立病院建設地区	嘉瀬町大字中原字三本黒木籠及び字五本谷籠地内	6.4ha	平成20年10月1日 佐賀市告示第183号

## 2. 区画整理 3-1

### (1) 土地区画整理事業一覧表

土地区画整理事業は、環境の良くない市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするため、道路・公園・河川・広場等の公共施設の整備と同時に個々の土地の区域形状を整えて土地の利用増進を図る、総合的な市街地整備の手法で、土地区画整理法に基づいて行われる。

地区名	施行者	施行面積 (ha)	区域決定年月日	事業認可年月日	施行年度	総事業費 (百万円)	減歩率 (%)	整備状況	概要
佐賀	佐賀市	13.5	S12 3.31	不明	S13～S15	不明	不明	施行済	不明
神野 (1工区)	佐賀市	33.3	S31 10.8	S32 5.4	S35～S52	950	16.8	施行済	第一工区 (33.3ha) 第二工区 (50.2ha) 佐賀駅高架事業と同時に施行し、駅周辺の街づくりをした。 第三工区 (26.9ha) 鍋島駅周辺を貨物駅流通センターとして整備した。
神野 (2工区)	佐賀市	50.2	S31 10.8	S32 5.4	S42～S55	3,498	19.8	施行済	
神野 (3工区)	佐賀市	26.9	S47 2.4	S47 10.11	S47～S54	1,138	17.5	施行済	
西神野	組合	34.6	S48 11.9	S49 1.28	S48～S55	1,322	25.2	施行済	佐賀競馬場の鳥栖市移転に伴い跡地を中心として市街地を造成した。
八戸溝	共同	10.2	—	S50 7.2	S50～S51	348	37.0	施行済	環状北線の開通と、貨物駅の移転に伴い環状北線沿いに商業卸売団地を整備した。
鍋島	組合	93.4	S55 11.1	S56 2.6	S55～H2	6,710	27.6	施行済	佐賀医科大学（現佐賀大学医学部）の開設に伴い、学園都市としての街づくりを目的として整備した。
兵庫	組合	66.7	S63 1.5	S63 2.10	S62～H9	11,201	30.4	施行済	東部地域の開発の一環として環状東線を中心とする都市計画道路の整備と合わせて健全な市街地の形成を図るため整備した。
兵庫北	組合	120.7	H10 9.2	H10 10.16	H10～H27	17,007	32.8	施行中	兵庫土地区画整理地区と一体的な整備を図ると共に都市計画道路の整備と合わせて健全な市街地の形成を図る。
旧佐賀市計		449.5							

地区名	施行者	施行面積 (ha)	区域 決定 年月日	事業 認可 年月日	施行 年度	総事業費 (百万円)	減歩率 (%)	整備 状況	概 要
諸富町 大津	組 合	5.4	—	H3 7.19	H3～H6	399	33.1	施行済	市街化区域の農地であり、河川整備と良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 国分	組 合	0.8	—	H5 9.22	H5～H8	86	35.2	施行済	市街化区域の農地であり、街路や下水路整備を先行して、良好な住宅市街地の供給を目的として整備した。
大和町 新道	組 合	1.7	—	H7 1.25	H6～H12	215	32.8	施行済	無秩序な市街化に対処するため、事業を実施して公共施設の整備などで健全な市街地の形成を図る。
大和町 小川東	組 合	8.8	—	H12 9.29	H12～H18	850	56.7	施行済	高速道路のICに近く、都市基盤の整備と快適な住宅市街地の形成を図る。
旧郡部		16.7							
計	13	466.1							

### 3. 国土調査事業 3-1

#### (1) 目的

国土調査事業は、国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）及び国土調査促進措置法（昭和37年5月19日法律第143号）に基づいて実施されている。

#### (2) 国土調査の種類

- ① 国が行う基本調査、土地分類調査、水調査
- ② 都道府県が行う基本調査
- ③ 地方公共団体等が行う土地分類調査、水調査、地籍調査

#### (3) 佐賀市の国土調査

昭和43年度より地籍調査を実施しており、旧大和町、旧富士町、旧諸富町、旧三瀬村、旧東与賀町及び旧久保田町は完了している。現在は旧川副町において実施中である。旧佐賀市においては、中心部のみ未着手となっており、市民への公平なサービスを行うため、事業実施の準備を行っている。

なお、進捗率は計画面積354.11km<sup>2</sup>のうち実施面積335.82km<sup>2</sup>であり、進捗率は94.83%である。

事業費負担割：国50%、県25%、市25%

旧佐賀市（平成2年度より事業休止）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
嘉瀬地区（鍋島の一部含む）	S 52	9.20
西与賀・本庄地区（嘉瀬及び蓮池の一部含む）	S 53	9.74
鍋島・蓮池地区	S 54	12.00
金立・久保泉地区（南部）	S 55	11.43
金立・久保泉地区（中部）	S 56	8.52
金立・久保泉地区（北部）・北川副・巨勢地区（東部）	S 57	7.07
北川副・巨勢地区（西部）・兵庫町（一部）地区	S 58	8.76
兵庫町（一部）地区	S 59	8.67
高木瀬（一部）地区	S 60	4.28
高木瀬町（一部）・日の出一丁目、二丁目・高木団地・若宮三丁目・新中町・八丁畷町	S 61	2.31
鍋島町（一部）・卸本町・神園四丁目	S 62	1.24
鍋島町（一部）・八戸溝一丁目、二丁目、三丁目・天祐一丁目、二丁目・天祐団地・神園五丁目、六丁目	S 63	1.16
計		84.38

## 旧大和町（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
池上	S 44～S 46	3.97
東山田	S 47	2.36
久留間・川上（一部）	S 48	2.24
尼寺（一部）・久池井（一部）	S 49	2.34
尼寺（一部）・久池井（一部）	S 50	3.38
久池井（一部）	S 51	3.07
梅野（一部）	S 52	4.70
梅野（一部）・松瀬（一部）	S 53	4.36
久留間（一部）・川上（一部）	S 54	4.03
川上（一部）・東山田（一部）・久池井（一部）	S 55	3.38
川上（一部）・八反原	S 56	3.22
松瀬（一部）・名尾	S 57	3.48
松瀬（一部）	S 58	4.26
松瀬（一部）	S 59	3.41
計		48.20

## 旧富士町（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
上合瀬・下合瀬（一部）	S 49～50	3.26
下合瀬（一部）	S 50	1.35
古場（一部）・藤瀬（一部）	S 51	3.09
古場（一部）・藤瀬（一部）	S 52	7.20
下無津呂	S 53	3.21
上無津呂	S 54	13.29
麻那古・中原・大串・大野（一部）	S 55	15.26
栗並・大野（一部）	S 56	11.11
関屋	S 57	10.99
小副川	S 58	11.37
畑瀬・古湯	S 59	9.23
杉山・市川（一部）・苅木（一部）	S 60	7.76
市川（一部）	S 61	12.27
鎌倉・苅木（一部）	S 62	7.93
上熊川・内野・下熊川	S 63	10.14
計		127.46

## 旧三瀬村（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
明神	S 63	0.32
菅田・西ノ谷・宮ノ口・田ノ字曾	H 1	1.91
原田・野田・詰ノ瀬・園田・字土・床並	H 2	2.52
中谷・西落合・浦田・松尾南	H 3	2.15
岸高・神有・原ノ谷・今原・軽井谷	H 4	2.25
山中・反田・宿・長畑・境峠	H 5	2.81
丸駒・土師・小切・栗原（甲）	H 6	2.23
井手野・吉野山・栗原（乙）	H 7	1.44
ゾウメキ・柳瀬・杉本・長谷	H 8	2.53
桜・湯穴・岸下・北向・船石・芹田	H 9	2.47
大谷・池田・川原谷・笹ノ瀬・裏田・高山・山谷・鳥巢	H10	2.08
早馬・岸高・大地・天塘・小ヶ倉・柳谷	H11	2.97
薙野・井頭・牟田元・椎ノ木・大佐古・小竹・岩屋・平松	H12	2.40
計		28.08

## 旧諸富町（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字大堂（一部）	S 46	3.10
大字山領・大字大堂（一部）・大字徳富（一部）・大字為重（一部） ・大字諸富津（一部）	S 47	6.79
大字寺井津・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津 （一部）	S 48	2.13
計		12.02

## 旧久保田町（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久 保田（一部）・大字江戸	S 43	8.75
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久 保田（一部）	S 44	5.43
計		14.18

旧川副町（事業中）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字大詫間の一部	H 6	1.31
大字大詫間の一部	H 7	4.01
大字大詫間の一部	H 8	0.45
大字大詫間の一部	H 9	0.44
大字福富の一部	H10	0.38
大字福富、早津江、早津江津の各一部	H11	0.47
大字早津江、早津江津の各一部	H12	0.52
大字西古賀、小々森の各一部	H13	0.54
大字西古賀、小々森の各一部	H14	0.49
大字小々森の一部	H15	1.91
大字鹿江の一部	H16	0.72
大字鹿江の一部	H17	0.58
大字犬井道の一部	H18	0.46
大字犬井道の一部	H19	0.33
大字犬井道の一部	H20	0.59
大字犬井道の一部	H21	0.40
計		13.60

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字下古賀字東大授、大字田中字中大授、大字飯盛字第二戊申	S 61	2.28
大字下古賀字年徳搦、東社搦、中社搦、千秋搦 大字田中字西社搦、東大搦 大字飯盛字西大授、中大搦、西大搦、東戊辰、白島搦、土居外	S 62	3.71
大字下古賀字二本榎、小搦、大明神搦、三本榎、四本榎、外搦、孫十搦、東栄徳搦、西栄徳搦、土居副、年徳搦、千秋搦 大字田中四本榎、五本榎、一本杉、二本杉、一本谷、二本桃、一本桃、二本谷、三本杉、四本杉、五本杉、ツルの内、住吉、一本柳、二本柳、二番搦 大字飯盛字二本榎、三本榎、津留、土居外、一本柳、二本柳、三本柳、一本谷、利右工門搦、権佐工門搦、伊十搦、大搦、白島搦	S 63	0.78
大字下古賀字三本榎、四本榎、一本黒木、二本黒木、船津、三本黒木、二本杉、三本杉、四本杉、五本杉、一本松、三本松、四本谷、五本谷、一本榎、四本黒木、土居副、小石佐屋、今町、二本榎 大字田中字三本黒木、四本黒木、五本松、五本黒木、三本谷、二本谷、一本谷、二本杉、一本杉、五本榎、一本桃 大字飯盛字二本榎、五本榎	H 1	0.57
大字下古賀字二本谷、三本谷、四本谷、五本谷、一本杉、二本榎、二本杉、実久、一本榎、五本杉、三本杉、四本杉、四本榎 大字田中字一本杉、一本黒木、二本黒木 大字飯盛字一本松、二本松、三本松、四本松、五本松、二本柳、三本柳、一本杉、一本榎、三本谷、一本谷、二本谷	H 2	0.53
東与賀町全域（取りまとめ工程）	H 3	0.03
計		7.90



## 4. 都市緑化の推進 3-6

都市のみどりは、大気浄化をはじめ生活環境の保全や都市景観を向上する等多様な機能をもつものであり、快適でうるおいのある都市環境を形成する上で極めて重要な役割を果たしている。

農村部の楊柳、鎮守の森や城内の老楠、貫通道路のいちよう並木は佐賀の誇りであり、象徴でもある。また、市民の憩いの場として、神野公園、蓮池公園に代表される住区基幹公園35.56ha、佐賀城公園、金立公園の都市基幹公園53.71ha、森林公園の広域公園40.00haがあり、更に多布施川、嘉瀬川沿いなどに都市緑地32.02ha、住区を連絡する緑道1.08haが開設されている。

### (1) 都市公園・緑地総括表

(平成22年4月1日現在)

区 分		面 積	箇 所	平成17年度 国勢調査人口	市民一人当たり 面 積 (㎡)
公 園	計 画	150.15	43	241,361人	6.22
	開 設	129.27	45		5.36
緑 地	計 画	48.10	4		1.99
	開 設	33.10	11		1.37
合 計	計 画	198.25	47		8.21
	開 設	162.37	56		6.73

### (2) 佐賀都市計画公園一覧表

(平成22年4月1日現在)

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計 画 面 積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
街区公園 【計画】 31カ所 7.66ha 【開設】 34カ所 8.51ha	2	2	1	中の小路公園	0.22	0.22
	2	2	2	堀江公園	0.16	0.16
	2	2	3	溝三公園	0.26	0.26
	2	2	4	古賀公園	0.17	0.17
	2	2	5	新家公園	0.29	0.29
	2	2	6	草場公園	0.20	0.20
	2	2	7	大藤公園	0.29	0.29
	2	2	8	田代公園	0.36	0.34
	2	2	9	市役所前公園	0.14	—
	2	2	10	八戸溝公園	0.31	0.31
	2	2	11	新川公園	0.14	0.14
	2	2	12	天神公園	0.25	0.25
	2	2	13	西神野記念公園	0.59	0.59
	2	2	14	下田公園	0.25	0.25
	2	2	15	大財公園	0.21	0.21
	2	2	16	西大島公園	0.12	0.12
	2	2	17	高木公園	0.13	0.13
	2	2	18	多布施公園	0.25	0.25
	2	2	19	新栄公園	0.11	0.11
	2	2	20	新村公園	0.10	0.10
	2	2	21	南佐賀公園	0.49	0.49
	2	2	22	鍋島区画記念公園	0.24	0.24
	2	2	23	しらさぎ公園	0.20	0.20
	2	2	24	西中野公園	0.20	0.20
	2	2	25	東中野公園	0.20	0.20
	2	2	26	昭栄公園	0.41	0.41
	2	2	27	東寺小路公園	0.24	0.24
	2	2	28	下村公園	0.10	0.10
	2	2	29	北川副南公園	0.64	0.64
	2	2	101	西寺井児童公園	0.16	0.14
	2	2	201	築山児童公園	0.23	0.23
—	—	—	諸富鉄橋展望公園	—	0.47	
—	—	—	大津児童公園	—	0.12	
—	—	—	サイクルパーク小杭公園	—	0.34	
—	—	—	修理田公園	—	0.10	

近隣公園 【計】5カ所 12.30ha 【開】5カ所 9.70ha	3	2	1	大溝公園	1.00	1.00
	3	4	2	蓮池公園	4.60	3.00
	3	3	3	本庄公園	2.00	2.00
	3	3	4	巨勢公園	2.90	1.90
	3	3	101	諸富公園	1.80	1.80
地区公園 【計】3カ所 17.60ha 【開】3カ所 17.35ha	5	4	1	神野公園	5.60	5.40
	4	4	201	大和中央公園	7.90	7.85
	4	4	1	佐野記念公園	4.10	4.10
総合公園 【計】2カ所 59.79ha 【開】2カ所 53.71ha	5	5	2	佐賀城公園	32.39	27.80
	5	5	4	金立公園	27.40	25.91
広域公園 【計】1カ所 52.40ha 【開】1カ所 40.00ha	9	6	2	森林公園	52.40	40.00
特殊公園 【計】1カ所 0.40ha 【開】0カ所 0.00ha	8	2	1	松原公園	0.40	—
都市緑地 【計】3カ所 47.60ha 【開】9カ所 32.02ha	第1号 嘉瀬川緑地				9.00	4.60
	第2号 中の島緑地				6.50	3.90
	第3号 多布施川河畔公園				32.10	21.27
	— どんどんの森ふれあい広場				—	1.54
	— ルックワールド				—	0.13
	— 大津ふれあい公園				—	0.05
	— 大津緑地				—	0.09
	— ファニチャーパーク				—	0.11
— 諸富家具団地緑地				—	0.33	
緑道 【計】1カ所 0.50ha 【開】2カ所 1.08ha	第4号 青丸緑道				0.50	0.63
	— 山領緑道				—	0.45
合 計 〔計画〕47カ所198.25ha 〔開設〕56カ所162.37ha その他（開発公園202カ所19.73ha）						

佐賀市内において1人当たりの公園面積6.73㎡（1,623,700㎡÷241,361人）

人口：平成17年国勢調査

### (3) 緑化活動の推進 3-6

みどりは、都市に美しい景観と落ち着きのあるまちなみを形作るものとして、また、わたしたちの心に安らぎを与えてくれるものとしてなくてはならないものである。このみどりあふれるまちづくりを推進するために様々な事業に取り組んでいる。これらの事業を通して安らぎとうるおいのあるまちづくりを進めている。

#### ① 緑の募金を活用した様々な緑化活動

- ・緑化ボランティア活動支援（H21 樹木810本）

（緑の少年団活動、地域ボランティア活動、森林ボランティア活動等）

- ・地域環境緑化（H21 樹木15,400本）

- (自治会・子ども会等が実施する植樹活動への樹木及び緑化資材の支援及び、小中学校及び公共施設の植栽の他、ボランティア植樹祭を実施)
- ・普及啓発事業（名木・古木ツアー、金立公園コスモス祭等）
  - ② 自治会及び緑化ボランティア団体への花苗等の支援（H21 花苗92,000苗、球根18,000個）  
自治会および緑化ボランティア団体が行う花づくり活動に対して、花苗及び緑化資材を提供している
  - ③ 保存樹保護事業  
市民の皆さんと共に市内に残る古い樹木や大きな樹木を守り、未来へ引き継いでいく事業に取り組んでいる。平成22年3月末までに44本の樹木を「保存樹」として指定している。
  - ④ 都市緑化月間  
10月は都市緑化月間として全国でもさまざまな事業が展開されている。佐賀市でもこの期間に「金立公園コスモス祭」等を開催し緑化のPRを行っている。
  - ⑤ 緑化教室の開催  
花と緑の相談所である徐福長寿館及び各校区公民館で「みどりを楽しむ教室」を開催している。植栽方法や花づくりの基礎知識などさまざまなテーマの講演を行い、市民の緑化知識の向上に寄与している。また、花とみどりのまちづくりリーダー養成講座を開催している。
  - ⑥ 教育・公共施設への花苗配布（H21 81,100苗）  
保育園、幼稚園及び小・中学校の他、公民館等の公共施設に年2回花苗の配布を行っている。公共地等の緑化を推進すると共に、幼い頃からみどりに親しんでもらうことで緑化意識の向上を図っている。
  - ⑦ 民間施設の緑化協議  
一定規模以上の開発等の行為を行うときには、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」にもとづき、敷地内の緑化について協議を行っている。
  - ⑧ 公共施設の緑化協議  
市施設の新規・大規模改修を行う場合は、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」にもとづき、敷地内の緑化について協議を行うことを義務付けている。

#### (4) 公園の整備 3-6

##### 都市公園整備状況

##### 巨勢公園（近隣公園 面積2.90ha）

平成15年度に地元参加ワークショップを経て基本計画を策定し、実施計画を行う。平成18年度に用地買収を完了し、平成19年度から整備工事に着手した。平成20年9月に幼児向け「わくわく広場」の約0.2haを開園し、平成21年4月には「多目的広場」「四季の広場」「憩いの広場」の約1.9haを開園した。平成22年度で整備工事を完了し、全域の供用開始を行う。

(5) 児童遊園の運営 4 - 1

児童の健全な遊び場として、市立児童遊園・市立児童広場を設置している。

○市立児童遊園

(平成22年4月1日現在)

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面 積 (㎡)
1	循 誘 児 童 遊 園	東佐賀町	昭35. 4. 1	655
2	双 葉 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭37. 9. 1	1,256
3	愛 敬 島 児 童 遊 園	愛敬町	昭40. 4. 1	940
4	た し ろ 児 童 遊 園	田代二丁目	昭45. 1. 15	1,514
5	中 の 館 児 童 遊 園	中の館町	昭45. 11. 4	1,324
6	城 北 児 童 遊 園	高木瀬東六丁目	昭52. 3. 30	696
7	城 西 児 童 遊 園	光二丁目	昭52. 3. 30	456
8	高木団地北児童遊園	若楠三丁目	昭54. 8. 27	1,108
9	高木団地南児童遊園	若宮三丁目	昭54. 8. 27	567
10	ほ が ら か 児 童 遊 園	開成五丁目	昭60. 5. 1	537
11	あ お ぞ ら 児 童 遊 園	開成六丁目	昭60. 5. 1	657
12	な か よ し 児 童 遊 園	八戸溝三丁目	昭60. 5. 1	482
13	本庄団地児童遊園	本庄町大字本庄	昭60. 5. 16	551
14	光 法 児 童 遊 園	北川副町大字光法	平 3. 4. 1	590
15	夢 咲 公 園	兵庫町大字藤木	平 3. 4. 1	13,000
16	平 尾 児 童 遊 園	高木瀬町大字長瀬	平17. 4. 1	847
17	松 尾 児 童 遊 園	三瀬村杠	昭和48年度	1,052

○市立児童広場

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面 積 (㎡)
1	高 木 中 広 場	若楠三丁目	昭52. 3. 30	859
2	高 木 南 広 場	若宮三丁目	昭52. 3. 30	950
3	城 西 広 場	光二丁目	昭52. 3. 30	630

(6) 地区児童遊園地の補助制度 4 - 1

地元自治会等の協力により管理されている各地区の児童遊園地について、遊具等の新設・補修の際に、佐賀市と社会福祉協議会が補助・助成を行っている。

○補助基準

・新 設

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	新設費 * 0.5	15万円
市社協	新設費 * 0.3	10万円

・補 修

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	補修費 * 0.5	9万円
市社協	補修費 * 0.3	6万円

・平成21年度実績

件 数：15件

補助・助成額：1,935,500円（うち佐賀市：1,202,300円、市社協：733,200円）

## 5. 建築指導

### (1) 建築基準法施行事務 3 - 4

建築基準法には安全で快適な建築物と住環境を創出するために必要な基準と手続きが定められています。

新築や増改築などをする場合には、事前に建築確認申請書を提出し、その計画が建築基準法及び関係規定に適合しているかを確認することになっています。また、着工後は、工事途中での中間検査と工事完了後の完了検査を受けることになっており、これらの一連の手続きを経て使用できることとなります。

なお、建築確認・検査については、民間の指定確認検査機関でも受けることができるようになっています。

また、佐賀市では中高層建築物や携帯電話の電波塔及びワンルームアパートの建築に伴うトラブルを防止するために近隣住民への説明やトラブル発生時の調整、調停制度を盛り込んだ条例を定め、より快適な住環境の創出に取り組んでいます。

#### ◎平成21年度建築確認申請等処理状況

種 別	建 築 物	建 築 設 備	工 作 物
確 認 通 知 等 交 付	981	32	89
市	324	27	71
指 定 確 認 機 関	657	5	18
変 更 確 認 通 知 等 交 付	77	0	2
市	40	0	2
指 定 確 認 機 関	37	0	0
検 査 済 証 交 付	897	36	38
市	248	29	25
指 定 確 認 機 関	649	7	13
中 間 検 査 合 格 証 交 付	366	—	—
市	71	—	—
指 定 確 認 機 関	295	—	—
許 可 ・ 承 認 申 請 等 交 付	21	—	—
市	21	—	—
適 合 性 判 定	20	—	—
市	7	—	—
指 定 確 認 機 関	13	—	—

#### ◎平成21年度道路の位置指定件数及び延長

指 定 件 数 ( 件 )	4
指 定 総 延 長 ( m )	135.08

#### ◎平成21年度指導要綱等届出状況

佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	10
佐賀市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱	3

◎平成21年度建築指導関連届出等状況

建築計画概要書閲覧件数	227
諸証明件数	110
建築相談件数	1,000
優良住宅認定件数	0
福祉のまちづくり条例新築等届出件数	29
工場立地法届出件数	5
ハートビル法届出件数	0
省エネ法届出件数	11

◎平成21年度違反建築物取締状況

違反建築物件数	5
違反建築物是正件数	5

(2) 開発行為許可事務 3 - 1

市域において開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう）を行う場合、市長の許可を受ける必要がある。

市街化区域内の開発行為については、1,000㎡以上で許可が必要になり、市街化調整区域内では農林漁業の用に供するものなど、一定のものを除き開発行為は禁止されている。また、非線引都市計画区域での開発行為については3,000㎡以上、都市計画区域外での開発行為については、10,000㎡以上で許可が必要になる。

◎開発行為許可（都市計画法第29条）

区域	年 度		平成20年度		平成21年度	
	予定建築物等	34条該当条文	件 数	開発面積 m <sup>2</sup>	件 数	開発面積 m <sup>2</sup>
市街化区域	共同住宅		1	8,580.41		
	宅地分譲		9	28,602.61	2	3,347.09
	店舗		1	6,039.51	1	2,629.90
	工場					
	事務所					
	ガソリンスタンド					
	倉庫					
	公益施設		1	1,660.94	1	5,957.00
	その他		1	2,422.60		
小計		13	47,306.07	4	11,933.99	
市街化調整区域	日用品店舗等	34条1号	2	1,138.23	2	3,681.18
	公共公益施設	34条1号			4	3,546.76
	農林漁業用	34条4号				
	工場	34条7号				
	ドライブイン	34条9号				
	ガソリンスタンド	34条9号				
	地区計画	34条10号			1	63,775.10
	条例による許可	34条11号	11	33,884.74	34	76,560.04
	条例による許可	34条12号	4	2,105.29	5	6,789.03
	分家住宅	34条14号	4	1,560.04	2	785.43
	収容対象事業	34条14号				
	既存宅地救済	34条14号	1	1,235.78		
	その他	34条14号	7	6,672.91	4	8,938.39
	工場団地	34条の2			1	79,717.71
小計		29	46,596.99	53	243,793.64	
合計		42	93,903.06	57	255,727.63	
非線引都市計画区域						
都市計画区域外		0	0.00	0	0.00	

◎市街化調整区域の建築許可（都市計画法第42条・43条）

区 分	年 度	平成20年度		平成21年度	
		件 数	開発面積 m <sup>2</sup>	件 数	開発面積 m <sup>2</sup>
建築物用途	34条該当条文				
日用品店舗・ドライブイン等	34条1号～9号	12	20,707.78	3	3,531.43
条例による許可	34条11号	4	2,105.24	23	15,287.12
条例による許可	34条12号	38	17,931.72	40	19,261.10
分家住宅	34条14号				
収容対象事業	34条14号				
既存宅地の救済措置	34条14号	8	4,801.56		
その他の	34条14号	11	12,407.99	6	4,943.66
合 計		73	57,954.29	72	43,023.31

(3) 土地取引の規制に関する事務 3-1

一定規模（市街化区域2,000m<sup>2</sup>、市街化調整区域5,000m<sup>2</sup>、都市計画区域外10,000m<sup>2</sup>）以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合は、国土利用計画法第23条に基づき市長を経由して知事に届け出なければならない。

◎国土利用法に基づく届出状況

	年 度	平成20年度		平成21年度	
		件 数	開発面積 m <sup>2</sup>	件 数	開発面積 m <sup>2</sup>
国土利用計画法 第23条届出	区 域				
	市街化区域	14	52,273.34	8	22,494.14
	市街化調整区域	8	71,495.37	1	7,171.05
	川副都市計画区域	1	5,434.00		
	都市計画区域外	5	410,566.47	3	52,796.00
	合 計	28	539,769.18	12	82,461.19

(4) 都市景観形成事業 3-5

佐賀市の将来像（人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」）に基づき、市民共有の財産である佐賀市の都市景観を守り、育て、つくるための基本的なビジョンを示し、自然と調和した個性的な美しいまちの実現に取り組んでいる。

市民参加により都市景観形成を積極的に進めるための施策として、「佐賀市都市景観条例」をもとに、都市景観形成地区の指定、大規模建築物等の届出、都市景観重要建築物等の指定、表彰・助成・啓発など総合的な景観施策の推進に取り組んでいる。

◎景 観 賞

	応募総数	作品総数	受賞作品数
平成17年度	139	109	3
平成18年度	119	96	4
平成19年度	165	138	3
平成20年度	169	136	3
平成21年度	157	128	4（内、1件は特別表彰）



◎都市景観重要建築物等の指定

	指定物件数
平成17年度	2
平成18年度	2
平成19年度	2
平成20年度	2
平成21年度	2

◎都市景観形成地区

	指定地区数	指 定 地 区 名
平成11年度	1	長崎街道・柳町都市景観形成地区
平成14年度	1	城内都市景観形成地区

◎平成21年度 大規模建築物等の届出・通知状況

種 別	届 出 件 数	通 知 件 数	合 計
建 築 物	18	6	24
工 作 物	4	1	5
広 告 物	73	1	74
合 計	95	8	103

(5) 風致地区内行為の許可事務 3-5

風致地区内では、建築物の新築・改築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は許可が必要である。

[事務内容] ……建築行為等の許可・監督処分・立入検査

◎地区内行為の許可状況

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
建築行為等の許可件数	0	3	0	2	1

(6) 建設リサイクル法に関する事務 3-11

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換を図るため、「建設工事にかかる資源の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日に施行された。

法施行に伴い、一定規模以上で特定建設資材が発生・使用される工事を対象とし、現場での分別解体・再資源化及び対象の届出が義務付けられた。

一定規模以上の工事

解体……………80m<sup>3</sup>以上

新築、増築……………500m<sup>3</sup>

修繕・模様替……………1億円以上（契約額）

その他工作物等の土木工事……………500万円以上（契約額）

特定建設資材（4品目）

コンクリート・アスファルト・木材・コンクリート二次製品

◎建設リサイクル法に基づく届出・通知等状況

年 度 種 別	平成 20 年 度			平成 21 年 度		
	届出件数	通知件数	合 計	届出件数	通知件数	合 計
解 体	488	5	493	400	6	406
新 築 ・ 増 築	48	1	49	33	8	41
リ フ ォ ー ム	3	3	6			
工 作 物	63	82	145	61	115	176
合 計	602	91	693	494	129	623

(7) 盛土条例事務

市民生活の安全を確保し、生活環境の保全を図るため、平成16年10月1日から「佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例」通称「盛土条例」が施行された。

一定規模

高さ1m以上か面積500㎡以上の盛（切）土を行なう場合は許可が必要となる。

◎盛土条例に基づく許可

平成20年度 0件 平成21年度 0件

(8) 屋外広告物対策事務 3 - 5

平成17年度に佐賀県屋外広告物条例の権限移譲を受け、平成20年度からは独自の佐賀市屋外広告物条例を施行し、屋外広告物の申請・許可、違反広告物の指導・助言、屋外広告物の調査・把握、簡易広告物の撤去などの業務を行っている。

① 屋外広告物許可件数等

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
許 可 申 請 数	15	56	54	92	117
許 可 物 件 数	1,733	1,799	610	1,818	361
手 数 料 ( 円 )	417,110	486,890	304,220	1,917,000	1,049,690

※新規、更新許可の合算

② 簡易広告物（立看板、はり札、はり紙）の撤去件数

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
は り 紙	8,921	1,502	9,707	10,836	7,172
は り 札	1,831	2,260	2,475	2,069	2,786
立 看 板	2,384	1,091	941	360	263
合 計	13,136	4,853	13,123	13,265	10,221